

令和3年度統計法施行状況報告の概要

1. 令和3年度統計法施行状況報告の構成
2. 令和3年度における統計行政の主な動き
3. 公的統計基本計画の進捗状況
4. 統計法条文別実施状況の概要

令和4年9月

総務省政策統括官（統計制度担当）

1. 令和3年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、統計法の規定に基づき、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告するもの
- 令和3年度統計法施行状況報告は、「第1部 令和3年度における統計行政の主な動き」、「第2部 基本計画の進捗状況」及び「第3部 統計法条文別実施状況」の3部構成

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

(略)

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

2. 令和3年度における統計行政の主な動き

1 建設工事受注動態統計調査における不適切事案への対応等について

- 令和3年12月に発覚した国土交通省の建設工事受注動態統計調査の不適切事案について、その概要や、その後の公的統計の総合的な品質向上に向けた取組等について記載

2 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の実施について

- 我が国全ての事業所・企業を対象として令和3年6月1日を調査期日として実施された経済センサス-活動調査の実施概要等について記載

3 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂について

- 令和3年7月9日をもって経済活動実態調査に包摂されることとなった工業統計調査の中止に至る検討経緯等について記載

4 統計データアナリスト等の資格付与の開始について

- 令和3年度より開始された、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格付与について、その開始に至る経緯等について記載

3. 公的統計基本計画の進捗状況

- 第Ⅲ期公的統計基本計画の別表に記載された事項について、担当府省における検討状況や進捗状況を記載しており、基本計画の推進状況のフォローアップを併せて行っている

【第Ⅲ期基本計画の別表に盛り込まれた項目一覧】

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実
 - (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
 - (3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化
- 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備
 - (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備
 - (2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備
 - (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備
 - (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備
 - (5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備
 - (6) 交通関連施策に必要な統計の改善
 - (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備
 - (8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実
- 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

第3 公的統計の整備に必要な事項

- 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減
 - (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用
 - (2) オンライン調査の推進
 - (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握
- 2 統計の品質確保
 - (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上
 - (2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上
 - (3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援
 - (4) 品質確保に向けた取組の強化
- 3 統計の利活用促進・環境改善
 - (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進
 - (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進
 - (3) 統計リテラシーの向上
 - (4) 報告者の理解の増進・公平感の確保
 - (5) 大規模災害発生時等の備え

- 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等
 - (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等
 - (2) 統計人材の確保・育成
 - (3) 職場風土の確立、職員の意識改革

第4 基本計画の推進

- 1 施策の効果的かつ効率的な実施
- 2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

- 令和3年度中に進捗のあった主な取組の状況は以下のとおり

【令和3年度に進捗のあった主な取組の状況】

- 経済統計の整備・改善等による国民経済計算の精度向上
- 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

- ・ 家計調査におけるオンライン家計簿の機能拡充
- ・ 毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリングへの全面移行
- ・ 国民経済計算の基礎となる生産物分類の整備
- ・ 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂

4. 統計法条文別実施状況の概要

I 公的統計の作成

◇ 基幹統計・基幹統計調査

- ・ 承認件数：24件
- ・ 公表件数：39件

◇ 一般統計調査

- ・ 承認件数：83件（うち新規16件）
- ・ 公表件数：148件

II 調査票情報等の利用及び提供

- ◇ 調査票情報の提供(法33条・33条の2) : 令和3年度の提供件数 2,459件（令和2年度：2,394件）
- ◇ オーダーメイド集計(法34条) : 令和3年度の提供件数 26件（令和2年度：19件）
- ◇ 匿名データ(法35条) : 令和3年度の提供件数 21件（令和2年度：32件）

III 統計委員会

- ◇ 統計委員会の開催実績 統計委員会：13回、部会：41回 ◇ 答申件数：12件
- ◇ 統計法第45条第2号に基づく統計委員会による意見：1件
- ◇ 評価分科会の開催実績：3回（統計技術評価の取組）

IV その他

◇ 統計情報の提供（e-Stat）

※検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセスを除いた件数

- ・ 令和3年度のアクセス件数（※） : 約3,816万件（令和2年度：約2,984万件）
- ・ 令和3年度末時点の統計の登録数 : 685件（令和2年度：668件）
- ・ 令和3年度末時点の統計表の提供数 : 約90万表（令和2年度：約85.9万表）

(参考) 公的統計基本計画とは

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画（平成30年度～令和4年度）は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定。（令和2年6月に一部変更）
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

＜第Ⅲ期基本計画の記載事項例＞

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数（C T I）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

